

社団法人観音寺市観光協会定款

平成2年12月18日設立許可

平成18年 月 日一部改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人観音寺市観光協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を香川県観音寺市に置く。

(目的)

第3条 協会は、観光関係団体との連絡及び協調を行うこと等により、観光事業の振興を図り、もって地方文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県及び市町の観光行政への協力並びに観光関係団体との連絡及び協調
- (2) 観光地の紹介及び宣伝並びに観光客の誘致
- (3) 観光事業及び観光資源の調査研究
- (4) 観光関係印刷物の刊行
- (5) 観光情報の収集及び観光思想の普及
- (6) 観光関係事業従事者の資質の向上
- (7) 観光みやげ品の改善指導
- (8) 観光諸行事の実施
- (9) 観光物産コミュニティセンターの管理
- (10) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 会員は、協会の目的に賛同するもの及び観光に関係するものとする。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費の納入等)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 新たに入会した者は、入会と同時に当該年度の会費を納入しなければならない。

3 既に納入した会費その他の金品は、返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本会が解散したとき。

(4) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(退会)

第9条 会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の3分の2以上の同意により、除名することができる。

(1) 協会の名誉をき損し、又は失墜させる行為があったとき。

(2) 定款又は総会の議決を無視する行為があったとき。

(3) 引き続き2年以上会費を滞納したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、あらかじめその会員に除名の理由を通知し、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第11条 協会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 (会長、副会長及び専務理事を含む。) 15名以上20名以内

(5) 監 事 2名

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外の者から理事2名以内を選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第13条 会長は、協会を代表し、業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順序に従い、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は民法（明治29年法律第89号）第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第15条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の3分の2以上の同意により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめその役員に解任の理由を通知し、解任の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第16条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、総会の議決を得て、会長が定める。

(顧問及び参与)

第17条 協会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、学識経験者及び協会に功労があった者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会議の種別)

第18条 会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から20日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示した書面をもって開会の日の1週間前までに、会員又は理事に通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は総会にあっては総会員の、理事会にあっては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席することができない会員及び理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は会議の他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、その会員及び理事は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は理事の現在数

(3) 総会にあってはその総会に出席した会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 議決事項

(6) 議事の経過の概要及びその結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第28条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、会長が会員のうちから選任する。

3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第29条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員は、会長が任命する。

4 事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第31条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

- (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入
- (資産の管理)

第32条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第33条 協会の経費は資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(協会の事業計画及び収支予算)

第34条 協会の事業計画及び収支予算は会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計書類等)

第36条 会長は、毎事業年度終了後2月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録

第8章 定款の変更等

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において総会員3分の2以上の同意を得、かつ、香川

県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 協会は、総会において総会員の3分の2以上の同意を得、かつ、香川県知事の許可を得なければ解散することはできない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会において総会員の3分の2以上の同意を得、かつ、香川県知事の許可を得て、協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、協会の事業運営上、必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 協会の設立許可のあった日の前日において、観音寺市観光協会の会員であった者は、第5条に規定する会員とみなす。
- 3 協会の設立により、観音寺市観光協会は一切の権利及び義務を協会が承継する。
- 4 協会設立当初の役員は、第11条及び第12条の規定にかかわらず設立総会において選任されたものとし、その任期は第14条の規定にかかわらず、平成3年3月31日とする。
- 5 協会設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。